

第 2 2 回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和 7 年 4 月 3 0 日 (水曜日)

第22回 鶴居村農業委員会々議録

1. 招集年月日 令和7年4月30日(水)
1. 招集場所 鶴居村役場 2階 第1・2会議室
1. 開 会 午前10時00分
1. 招集委員 次のとおりである。

1番	水本梨佳	2番	増田慶一	3番	瀧澤一成	4番	塩越克哉
5番	齊藤 滋	6番	東 隆行	7番	熊谷郁子	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

1. 出席委員 次のとおりである。

1番	水本梨佳	2番	増田慶一	3番	瀧澤一成	4番	欠席
5番	齊藤 滋	6番	東 隆行	7番	熊谷郁子	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

以上の結果 委員9名中8名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。
議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

6番	東 隆行	7番	熊谷郁子
----	------	----	------

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

4月30日 1日限り

事務局	<p>第22回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。 本日の出席委員は8名であります。 定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告いたします。 それでは、開会にあたり会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
議長	<p>皆様おはようございます。本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。本日の総会には、議案5件を提案させていただいております。それでは慎重なご審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げます、ただちに会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、6番 東委員、7番 熊谷委員を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定の件を議題とします。 おはかり致します。会期は、本日限りと致したいと思っております。これにご異議ございませんか。</p>
委員一同	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。 それでは、これより議案の審議に入ります。</p> <p>日程第3 会務報告を議題とし、事務局より報告を求めます。</p>
事務局	<p>川端事務局長より報告 (会務報告あるも省略)</p>
議長	<p>会務報告に対する質疑はございませんか。</p>
委員一同	<p>(なしの声)</p>
議長	<p>以上で会務報告を終わります。</p> <p>日程第4 議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第50号 農地法第3条の規定による許可申請について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。 農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領 (平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産 省経営局長・農林水産省農村振興局長連名通知)の第1の2の(1)の規定 により、意見を決定するため審議を求める。令和7年4月30日提出鶴居村 農業委員会会長。</p> <p>申請番号1、所在〇〇、登記簿地目〇〇、現況地目〇〇、面積〇〇平米ほ か〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇平米、渡人〇〇、受人〇〇、申請事由〇 〇 (地図を元に説明)</p> <p>申請番号2、所在〇〇、登記簿地目〇〇、現況地目〇〇、面積〇〇平米ほ か〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇平米、渡人〇〇、受人〇〇、申請事由〇 〇 (地図を元に説明)</p> <p>以上の申請については、農地法第3条第2項の許可要件を満たしているもの と考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの説明について何か質疑はございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第5 議案第51号 令和7年度鶴居村農業委員会活動計画(案)についての件を 議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第51号 令和7年度鶴居村農業委員会活動計画(案)について 令和7年度鶴居村農業委員会活動計画(案)について、別紙のとおり決定したので議決を求める。令和7年4月30日提出鶴居村農業委員会会長。</p> <p>令和7年度鶴居村農業委員会活動計画 本村農業委員会は、農業・農村をとりまく厳しい現状を直視し、新たな基本法の方針を踏まえて地域における農業資源の保全、管理を通じて国際化に対応し得る農業経営と消費者の視点に立った安全・良質な農産物の生産、農業・農村社会の確立を目指します。</p> <p>1.活動目標 地域農業の活性化や体質の強い経営づくりを目指し、村・農業協同組合等関係団体との連携を図りながら、運動の目標を次のとおり定める。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 農業資源の保全・利用を通じて、地域づくりを進める。(2) 農業の国際化の下で、体質の強い経営づくりを進める。(3) 農業者の代表として、きめ細かな農政活動を展開する。(4) 全国農業新聞の推進及び農業者年金の加入推進に向けた取組等の実施をはかる。(5) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)の議決を実施する。 <p>2.活動計画 農業者の代表機関として、地域の実情を把握し地域ごとの課題を踏まえた農政活動を展開するものとする。</p> <p>(1) 農業資源・利用の取り組み 地域農業の活性化を図っていく上で、基礎的資源である農地を保全し活用することは、重要かつ基本的な事項である。 このため、地域の農地利用の現状や意向等を常に把握するとともに、計画的かつ効率的な利用が図れるよう組織をあげて取り組む必要がある。 特に、担い手不足によって遊休農地や耕作放棄地が発生することが予想されることから、その発生防止や解消等について関係機関と十分協議してその対策を進めるものとする。</p> <p>(2) 体質の強い経営づくり 農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を加速し、生産コストを削減していく必要がある。そのために本委員会としても地域及び個人を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を促進し、効率的かつ安定的な農業経営に寄与するために、新規就農者の促進や経営感覚にすぐれた担い手を育成することが肝要である。このため、村や農協等関係農業団体と連携して取り組むものとする。</p>
-----	--

	<p>(3) 地域に根ざした農政活動の展開 農業者の代表として、農業委員会に期待される活動は、農地法をはじめとする「農地の番人」としての法令業務のみならず、農業・農村の振興のための意見の公表、農業及び農業者に対する宣伝などきめ細かな農政活動が重要である。 また、農業者をはじめ非農業者も含めた地域農業振興に関する幅広い意見の積み上げ活動を着実に行うとともに、全国農業新聞等の資料を活用して農業者に対する情報提供と収集活動を展開し、農業資質の向上に努めるものとする。</p> <p>(4) 農福連携活動の実施 農地の巡回時に、各農業委員がその地域に居住する高齢者宅への訪問活動を実施する。</p> <p>3.活動期間 活動の期間は令和7年4月から令和8年3月末までの1ヵ年とする。</p> <p>なお、内容については、前年度同様の内容となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 ただいまの説明について何か質疑はございませんか。</p> <p>委員一同 (なしの声)</p> <p>議長 質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>委員一同 (異議なしの声)</p> <p>議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第6 議案第52号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。</p> <p>事務局 議案第52号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)について 私たち農業委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一</p>
--	--

	<p>員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。</p> <p>特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。</p> <p>私たち農業委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第 31 条の議事参与の制限、同第 33 条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。</p> <p>2. 農業委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。</p> <p>令和7年4月30日提出鶴居村農業委員会会長</p> <p>なお、内容については、前年度同様の内容となっております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議 長 ただいまの説明について何か質疑はございませんか。</p> <p>委 員 一 同 (なしの声)</p> <p>議 長 質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>委 員 一 同 (異議なしの声)</p> <p>議 長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第7 議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく鶴居村農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う意見照会についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。</p>
--	---

<p>事務局</p>	<p>議案第53号 農業経営基盤強化促進法に基づく鶴居村農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴う意見照会について</p> <p>農業経営基盤強化促進法第6条第4項の規定による鶴居村農業経営基盤強化促進基本構想の変更に伴い、同法施行規則第6条の規定に基づき、鶴居村より意見照会があったので、別紙のとおり審議を求める。令和7年4月30日提出鶴居村農業委員会会長</p> <p>内容の説明の前に基本構想の概要について、ご説明いたします。</p> <p>鶴居村農業経営基盤強化促進基本構想とは、農業経営基盤強化促進法第6条に基づき、都道府県が策定する基本方針に沿って、鶴居村が地域の実情を踏まえ、将来の農業経営の指標などを定めたものであります。</p> <p>基本構想の作成の目的は、地域における効率的かつ安定的な農業経営を育成し、その目標を達成するために必要な施策を総合的に計画することを目的とし、具体的には、将来の農業経営の発展目標を明らかにし、農用地の利用集積、経営改善を希望する農業者への支援などを定めるものであります。</p> <p>既に定めた基本構想を変更しようとするときは、「あらかじめ、農業者、農業に関する団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」と法律に定められていることから、今回、村から意見照会があったところです。</p> <p>今後のスケジュールについては、関係者への意見照会の後、村が変更後の基本構想を公告し、北海道知事に基本構想を送付する流れとなります。</p> <p>計画の主な変更点についてご説明いたします。</p> <p>1点目は、認定農業者に認定する際の営農類型として「製造Ⅰ」及び「製造Ⅱ」の追加であります。これは、〇〇の営農類型の追加で、製造Ⅰが〇〇、製造Ⅱが〇〇となっております。</p> <p>2点目は、新規就農者に係る営農類型として、「酪農類型Ⅳ型」及び「羊乳加工」の追加であります。</p> <p>その他の変更については、文言や体裁の修正のため、内容を省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 ただいまの説明について何か質疑はございませんか。</p>
------------	--

手塚委員	1点目の営農類型の追加は、クラスター事業のための追加か。
事務局	クラスター事業のための追加ではありません。
議長	他に質疑はございませんか。
委員一同	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
	日程第8
	議案第54号 農用地利用集積等促進計画案についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。
事務局	議案第54号 農用地利用集積等促進計画案について 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを北海道農業公社に対して要請する。令和7年4月30日提出鶴居村農業委員会会長
	議案第54号は、初めての議案ですので、事務の流れなどをご説明いたします。農地の権利移動の設定や移転は、令和7年3月30日までは、農用地利用集積計画によりを行って行っておりましたが、3月31日付けで地域計画が公告されたことに伴い、4月1日からの農地の権利移動の設定や移転は、原則として、北海道農業公社を経由する農用地利用集積等促進計画により行うこととなります。 事務の流れについては、はじめに、農業委員会総会で「促進計画を定めることを北海道農業公社に対して要請することについて」を審議します。 農業委員会において議決をいただいた後、すみやかに農業委員会は「要請」に関する書類を、村は「促進計画案」に関する書類を作成し、促進計画を定めることを北海道農業公社に要請します。 要請を受けた北海道農業公社は、「促進計画の決定」を行い、「認可申請」を

	<p>村に対して行います。</p> <p>最後に、村が「促進計画の認可公告」を行い、「公告」関係書類を北海道農業公社に送付します。なお、計画は、村が促進計画を公告した日から効力が発生します。</p> <p>それでは、内容の説明をいたします。</p> <p>貸借権の設定、申請番号〇〇、所在〇〇、登記簿地目〇〇、現況地目〇〇、面積〇〇平米ほか〇〇筆、合計〇〇筆、面積〇〇平米、渡人〇〇、受人〇〇、転貸人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇、貸付期間〇〇から〇〇までの〇〇年間、公告予定日〇〇、新規案件で平米あたり 1.6 円であります。 (地図を元に説明)</p> <p>以上の計画については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の認可要件を満たしているものと考えております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>議長 ただいまの説明について何か質疑はございませんか。</p> <p>委員一同 (なしの声)</p> <p>議長 質疑なしと認めます。 おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p> <p>委員一同 (異議なしの声)</p> <p>議長 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で提案致しました議案の審議は全て終了致しました。 これをもって、第22回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前 11 時 42 分)</p> <p style="text-align: right;">令和 7 年 4 月 30 日</p>
--	--